③　コンクリート橋上部工工事で、次の(a)から(d)の要件を満たす施工実績。

(a)　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

(b)　橋梁形式が連続箱桁またはラーメン形式のＰＣ橋の新設橋であること。

(c)　最大支間長65m以上であること。

(d)　架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。

ただし、(a)から(d)は同一橋梁での施工実績であること。

上記①から③の全ての施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

なお、上記①から③の施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。また、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、「施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

６）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の要件を全て満たす施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

単体企業にあっては、下記(ｱ)の要件を満たす技術者を配置する他に、下記(ｲ)及び(ｳ)の要件を満たす別の技術者を配置できること。

共同企業体にあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者の技術者が下記(ｱ)の要件を満たしていること。また、代表者を含む構成員の何れか別の技術者が下記(ｲ)及び(ｳ)の要件を満たしていること。各構成員の技術者が下記(ｱ)から(ｳ)の何れかの要件を満たしていること（代表者以外の構成員の技術者がトンネル工事の経験をもって構成員となる場合は、下記(ｱ)(a)の要件を満たしていればよい。）。

経常建設共同企業体（甲型）にあっては、構成員の何れか１社の技術者が下記(ｱ)の要件を満たしていること。また、構成員の何れか別の技術者が下記(ｲ)及び(ｳ)の要件を満たしていること。

なお、単体企業、共同企業体何れの場合も、下記(ｱ)の要件を満たす技術者の他に配置する別の技術者は、１人の技術者が下記(ｲ)及び(ｳ)両方の要件を満たしている場合は当該技術者を、２人の技術者が下記(ｲ)、(ｳ)の要件を別々に満たしている場合は２人の技術者を配置すること。

(ｱ)　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、次の(a)及び(b)の要件を満たす施工経験。

(a)　内空断面積（代表値の覆工後の内空面積）が80㎡以上であること。

(b)　掘削及び覆工の両方の施工延長が1,000m以上であること。

ただし、(a)及び(b)は同一トンネルでの施工経験であること。

(ｲ)　橋梁下部工工事で、次の(a)及び(b)の要件を満たす施工経験。

(a)　基礎形式が深礎杭で杭径が４m以上であること。

(b)　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚の新設工事であること（歩道橋及びフーチングのみの場合を除く。）。

ただし、(a)及び(b)は同一橋梁での施工経験であること。

(ｳ)　コンクリート橋上部工工事で、次の(a)から(d)の要件を満たす施工経験。

(a)　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

(b)　橋梁形式が連続箱桁またはラーメン形式のＰＣ橋の新設橋であること。

(c)　最大支間長65m以上であること。

(d)　架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。

ただし、(a)から(d)は同一橋梁での施工経験であること。

上記(ｱ)から(ｳ)の全ての施工経験が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

なお、上記②(ｱ)から(ｳ)の施工経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。また、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、「施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

７）申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

８）上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

９）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

10）入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから本工事の入札説明書及び全ての配布資料をダウンロードしない者又は支出負担行為担当官の指定する方法での交付を受けない者は入札に参加することができない場合がある。

11）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

12）本工事の技術提案が適切で具体的に示されていること。

(2)　一次審査の方法　一次審査においては、申請された資料を基に下記に示す審査項目①及び②にて審査を行う。ただし、一次審査において算出された評価点は、一次審査限りとする。

また、一次審査における評価点の算出等の詳細については入札説明書による。

審査項目

①　企業実績（トンネル工事の工事成績、ＣＭ等の実績）